

お知らせ

記者発表資料

令和6年6月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、労働安全衛生法違反等により公訴を提起された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社サンクラフト 島根県浜田市熱田町1598

2. 指名停止措置期間

令和6年6月25日 ～ 令和6年7月8日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

株式会社サンクラフトは、島根県が発注した工事において、型枠を脱型する作業の準備中に、潜水士がクレーン台船と岸壁（型枠）の間に挟まれ死亡する事故を発生させ、現場代理人他3名が労働安全衛生法違反等により公訴を提起され、略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第8号（安全管理措置の不適切に生じた工事関係者事故）に該当するため指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上2ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

稲崎 孝始 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

池尻 泰人 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

小磯 政敏 (内線132)